

(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

提出用

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

Table with columns for debtor names (A, B, C, Total) and rows for acquisition of house, land, and loan status.

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※1 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます。
※2 ①欄と②欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、③欄及び④欄の③の金額と④欄の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

Table for calculating the year-end balance of housing loans, including rows for joint debt, loan-to-value ratio, and total balance.

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
※2 ⑩欄の割合及び⑫欄の金額を各共有者の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の③欄及び⑤欄に転記します。

(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署(所得税担当)におたずねください。

提出用

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

Table with columns for debtor names (A, B, C, Total) and rows for acquisition of house, land, and loan status.

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※1 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます。
※2 ①欄と②欄の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、③欄及び④欄の③の金額と④欄の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

Table for calculating the year-end balance of housing loans, including rows for joint debt, loan-to-value ratio, and total balance.

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署(所得税担当)におたずねください。
※2 ⑩欄の割合及び⑫欄の金額を各共有者の「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の③欄及び⑤欄に転記します。

第7章 個⑦019-3 (裏面)

【計算欄】 (次のいずれか該当する算式により計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額 〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書〕の「5 居住用部分の家屋又は土地等に 係る住宅借入金等の年末残高」の⑨欄の金額を転記します。)		⑨	円
居住の用に供した日等		算 式 等	⑤(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
1	住宅借入金等 特別控除の適 用を受ける場 合 (2 から 4 のいずれかを 選択する場 合を除きます。)	平成19年中に居住の用に供した場合 (2又は3を選択する場合を除きます。)	⑨× 0.01 = (最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = (最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = (最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = (最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 = (最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の特 例を選択した 場合	平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 = (最高15万円) 円 00
3	特定増改築等 住宅借入金等 特別控除を選 択した場合	平成19年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑨欄の金額(最高1,000万円)………③() ⑭欄の金額()×0.02+(③-⑭)×0.01=	(最高12万円) 円 00
4	阪神・淡路 大震災の被災 者の家屋の再 取得等の場合 の計算方法を 選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 = 円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下の とき	⑨×0.01+10万円= 円 00
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円= (最高35万円) 円 00

※ ⑤欄の金額を〔(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書〕の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の⑤欄に転記します。

(新設)